

当日配布

会議録の形式について

本市の附属機関の運営については、厚木市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に定められており、同要綱第5条第4項において、会議の審議経過等が明確になるよう会議録を作成すること、また、会議録の形式について、当該附属機関の決定により選択するものとすることが定められています。

決定する内容は次の2点です。

- (1) 発言者の氏名の記載の有無
- (2) 発言の全内容を記載する形式又は発言内容を要約する形式の別

⇒事務局（案）

- (1) 発言者の氏名の記載の有無
委員間での率直な意見交換に配慮し、記載しないものとします。
- (2) 発言の全内容を記載する形式又は発言内容を要約する形式の別
審議経過等の明確化を図るため、発言内容を要約する形式とします。